

令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

企第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、婚姻に伴う新生活立上げ時の費用を補助することにより、本市における少子化対策の推進及び若者の定住促進を図ることを目的とし、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、甲府市補助金等交付規則(昭和38年11月規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに市内に自己の居住の用に供する住宅を購入し、リフォームし、又は賃借する際に要した費用のうち、当該補助金の交付申請時までに支払いがなされている当該住宅の購入費(土地代を除く。)、リフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)、賃料(共益費を含み、駐車場代を除く。)、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)及び仲介手数料をいう。ただし、賃料にあつては、婚姻前から賃借している物件である場合には婚姻を契機とした同居開始後に生じた額とし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を差し引いた額とする。
- (3) 引越費用 婚姻を機に市内に自己の居住の用に供する住居へ引越をするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助の対象となる世帯)

第3 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (2) 交付申請時において取得できる最新年度の所得証明書をもとに、新婚世帯の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出した額が500万円未満であること。

- (3) 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている夫婦の双方の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- (4) 申請日より5年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (7) 夫婦の一方又は双方が過去に、地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る補助を受給していないこと。（他の自治体での受給を含む。）
- (8) 夫婦のいずれも甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前年度において「令和6年度甲府市結婚新生活支援事業補助金交付要綱」により補助金を受けた新婚世帯（以下「継続世帯」という。）で、交付を受けた額が補助金の上限額に達しなかった世帯は、対象とする。

（補助金の額等）

第4 補助金の額は、新生活を始めるに当たり必要な住居費（「甲府市空き家バンク活用促進助成金」の交付を受けているリフォーム費用については対象外とする。）、引越費用であって、令和7年4月1日から令和8年2月27日までに支払った額とし、1世帯当たり300,000円を上限とする。ただし、婚姻日現在において、夫婦共に29歳以下の場合にあっては、600,000円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第3第2項に該当する継続世帯に交付する補助金の額は、前年度における補助金の上限額から前年度に交付を受けた額を差し引いた額とする。

（交付の申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年2月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（本籍地が甲府市でない者に限る。）
- (2) 所得証明書（甲府市において確認できない者に限る。）
- (3) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- (4) 住宅の売買契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (5) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (6) 住宅の賃貸借契約書及びその支払いを証する領収書等の写し
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（勤務先から住宅手当が支給されている場合）
- (8) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し

(9) 誓約書兼同意書(様式第3号)

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続世帯にあつては、令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(継続用)(様式第1-1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 住宅の賃料の支払いを証する領収書等の写し

(2) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(勤務先から住宅手当が支給されている場合)

(交付の決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7 前項の規定による交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請の内容について変更が生じたときは、速やかに令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りの申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還の請求は、令和7年度甲府市結婚新生活支援事業補助金返還通知書（様式第9号）により行うものとする。

（報告の求め）

- 第11 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（その他）

- 第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8から第11までの規定は、同日後もなおその効力を有する。